

令和7年12月橋本市議会定例会会議録（第6号）

令和7年12月12日（金）

---

議事日程第6号

令和7年12月12日（金） 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第9号 橋本市たかつ学びの基金条例について
- 日程第3 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第8号 橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例について
- 日程第5 議案第19号 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第20号 橋本市立学校再編準備委員会条例について
- 日程第7 議案第12号 市道路線の廃止について
- 日程第8 議案第13号 市道路線の変更について
- 日程第9 議案第14号 市道路線の認定について
- 日程第10 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 請願第7号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める請願について
- 日程第13 請願第8号 保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な統廃合ではなく慎重な検討を求める請願について
- 日程第14 請願第9号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める請願について
- 日程第15 議案第28号 橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第29号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第21号 令和7年度橋本市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第18 議案第22号 令和7年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第23号 令和7年度橋本市介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第20 議案第24号 令和7年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第25号 令和7年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第26号 令和7年度橋本市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第27号 令和7年度橋本市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 委員会提出議案第1号 保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な再編統合ではなく慎重な検討を求める決議について
- 日程第25 委員会提出議案第2号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について

---

会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第9号 橋本市たかつ学びの基金条例について と、日程第3 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第8号 橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例について から、日程第11 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について まで
- 日程第12 請願第7号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める請願について
- 日程第13 請願第8号 保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な統廃合ではなく慎重な検討を求める請願について と、日程第14 請願第9号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める請願について
- 日程第15 議案第28号 橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について から、日程第23 議案第27号 令和7年度橋本市下水道事業会計補正予算（第2号）について まで
- 日程第24 委員会提出議案第1号 保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な再編統合ではなく慎重な検討を求める決議について と、日程第25 委員会提出議案第2号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について

---

議員定数 18名

出席議員 18名

1番	森	下	伸	吾	君	2番	板	橋	真	弓	君
3番	岡	本	喜	好	君	4番	梅	本	知	江	君
5番	阪	本	久	代	君	6番	高	本	勝	次	君
7番	岡	弘	悟	君		8番	田	中	博	晃	君
9番	堀	内	和	久	君	10番	垣	内	憲	一	君
11番	岡	本	安	弘	君	12番	小	林	弘	君	
13番	田	中	和	仁	君	14番	南	出	昌	彦	君
15番	辻	本	勉	君		16番	土	井	裕	美子	君
17番	石	橋	英	和	君	18番	中	本	正	人	君

---

説明員職氏名

市長	平木	哲朗	君	副市長	小原	秀紀	君	
教諭長	今田	実	君	病院事業管理者	古川	健一	君	
総合政策部長	井上	稔	章	務部長	中岡	勝則	君	
経済推進部長	三浦	康	広	健康福祉部長	犬伏	秀樹	君	
農業委員会事務局長								
危機管理監	大岡	久	子	建設部長	石井	隆博	君	
会計管理者	兼	井	和	彦	上下水道部長	堤	健	君
教育部長	岡	一	行	消防長	永井	智之	君	
病院事務局長	池之内	正	行	選挙管理委員会事務局長	辻	昌亮	君	

監査委員事務局長 岩 坪 恭 子 君 財 政 課 長 三 嶋 信 史 君  
政策企画課長 辻 本 真 吾 君

---

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 笹 山 捨  
議事調査係長 中 井 ユ リ

議会事務局次長 森 本 和 也

(午前9時30分 開議)

○議長（田中博晃君）おはようございます。  
ただ今の出席議員は18人で全員であります。

---

○議長（田中博晃君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

市長から、令和7年12月5日付橋総第620号をもって追加議案9件が、文教厚生建設委員会委員長 板橋君から、令和7年12月8日付をもって議案2件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

---

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長 13番 田中君。

[13番（田中和仁君）登壇]

○13番（田中和仁君）おはようございます。  
委員長報告をさせていただきます。

去る12月4日の本会議において本委員会に付託された議案第9号 橋本市たかつ学びの基金条例について、議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月5日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第9号は、市民から職員の人材育成等を目的として寄附金を頂いたため、新たに基金を設立するものである。

委員から、どのような研修を実施する予定かとのただしがあり、接遇研修など、これまで充実できていなかった研修を行っていきたいとの答弁がありました。

今後も寄附金を集めていく予定かとのただしがあり、複数年にわたって研修を実施していくが、新たに寄附金を募る予定はないとの答弁がありました。

議案第16号は、令和8年3月31日で指定管理の期限を迎える橋本市市民活動サポートセンターについて、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間、引き続き社会福祉法人橋本市社会福祉協議会を指定管理者として指定するものである。

委員から、人件費の算定基準について た

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田中博晃君）これより日程に入り、  
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、1番 森下君、10番 垣内君の2人を指名いたします。

---

日程第2 議案第9号 橋本市たかつ学びの基金条例について と、日程第3 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について の2件

○議長（田中博晃君）日程第2 議案第9号 橋本市たかつ学びの基金条例について と、  
日程第3 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について の2件を一括議題といたします。

だしがあり、最低賃金で計算しているとの答弁がありました。

一定のコストカットは必要であるが、最低賃金では今後働き手がいなくなるのではないかとのただしがあり、人件費の算定基準は今後の検討課題とするとの答弁がありました。令和6年度中の夜間利用者が167人に減少しているが、夜間利用を継続していく予定かとのただしがあり、一定数の利用があるため継続していくとの答弁がありました。

以上で委員長報告を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（田中博晃君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより、議案第9号の討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第9号 橋本市たかつ学びの基金条例についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号の討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 公の施設の指定管

理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第8号 橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例についてから、日程第11 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの8件

○議長（田中博晃君）日程第4 議案第8号 橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例についてから、日程第11 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの8件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生建設委員会委員長 2番 板橋君。

〔2番（板橋真弓君）登壇〕

○2番（板橋真弓君）皆さん、おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る12月4日の本会議において本委員会に付託された議案第8号 橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例について、議案第19号 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、議案第20号 橋本市立学校再編準備委員会条例について、議案第12号 市道路線の廃止について、議案第13号 市道路線の変更について、議案第14号 市道路線の認定について、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第18号 公の施設の指定管理者の指定についてを審査するため、12月8日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第8号、議案第12

号、議案第13号、議案第14号、議案第17号及び議案第18号は全会一致で、議案第19号は賛成多数で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決し、議案第20号は可否同数のため委員長裁決により原案のとおり可決すべきものと決したので、以下その概要を報告いたします。

なお、委員から議案第20号に対する附帯決議案が提出されましたら、賛成少数で否決しました。

議案第8号は、橋本市立高野口中学校の移転改築にあたり、用地選定や基本計画に関するについて幅広い見地から検討するため、検討委員会を設置するものである。

委員から、移転改築の基本計画における検討事項について ただしがあり、学校施設や教室の配置等を検討するとの答弁がありました。

移転候補地について ただしがあり、現在2箇所を選定しており、検討委員会で意見を聞きながら進めていく。別の移転候補地が挙がった場合は改めて検討するとの答弁がありました。

義務教育学校構想について ただしがあり、将来的に検討する可能性はあるが、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針において高野口中学校及び応其小学校を再編統合する方針は定めていないため、現状は義務教育学校化の予定はないとの答弁がありました。

議案第19号は、令和10年4月1日をもって隅田小学校と恋野小学校を再編統合し、恋野小学校を廃校とすることに伴い、所要の改正を行うものである。

委員から、令和7年10月の恋野地区的説明会では何名参加し、再編統合に賛成した人は何名いたかとのただしがあり、8家庭11名の参加者がいたが、説明会の場で再編統合に

ついての賛否は諮っていないとの答弁がありました。

令和6年11月に恋野地区区長会から提出されていた恋野小学校の存続を求める嘆願書は取り下げられているかについてただしがあり、恋野地区区長会と懇談を行い、最終的には区長会の総意として「多くの保護者の声を踏まえ市の判断を推したい」とのお言葉を頂いているとの答弁がありました。

隅田小学校と恋野小学校を再編統合し新しい学校とする計画であるのに、なぜ恋野小学校のみを廃止するのかとのただしがあり、再編統合後の所在地は現在の隅田小学校の位置になるが、新しい学校名はまだ決まっていないため、決まり次第条例改正を行うとの答弁がありました。

再編統合前に学校間交流を行う予定について ただしがあり、学校と協議の上、取り組んでいくとの答弁がありました。

恋野小学校に入学予定の児童について、再編統合前から隅田小学校に通うことはできるのかとのただしがあり、令和8年度、9年度の入学予定者及びその兄弟姉妹については、隅田小学校に通う選択ができるようになるとの答弁がありました。

再編統合によりクラスの人数が多くなると教師の負担は増加するが、教師の支援体制はどうにするかとのただしがあり、非常勤講師や加配教員を配置し、教師の負担を軽減できるよう支援するとの答弁がありました。

スクールバスの停留所の位置について ただしがあり、再編準備委員会で保護者や地域の方の意見を聞いた上で検討するとの答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、恋野地区区長会からの嘆願書は取り下げられておらず、地域住民の理解は得られていない。新

しい学校づくり推進計画では、学校再編により1学年2クラスを目標としているが、再編により2クラスになるのは6学年中1学年のみであり、計画自体に無理がある。ＩＣＴの活用や再編統合の時期など、再度議論する余地が多くあることから、本議案に反対するとの討論がありました。

原案に賛成の立場から、再編統合の方針についてはこれまで説明会や意見交換会、ワークショップやパブリックコメント等を実施し、保護者や地域住民、教育関係者等の意見に真摯に対応している。地域から小学校がなくなることについて不安や懸念の声はあるが、橋本市の子どもたちが変化の激しい時代の中でたくましく生き抜く力を培っていくため、恋野小学校と隅田小学校の伝統を引き継いだ新しい学校づくりが必要である。現在、恋野小学校では複式学級で運用している学年があり、各学年の児童数は全て1桁であるため、未来を担う子どもたちにとって集団的な学びや多様な価値観に触れる機会が必要であることから、本議案に賛成するとの討論がありました。

議案第20号は、小学校及び中学校の学校再編を円滑に進めるため、学校再編の対象となる小・中学校ごとに準備委員会を設置するものである。

委員から、再編統合に関して地域ごとに意見が異なっていることについて ただしがあり、準備委員会をまず立ち上げ、保護者や地域の方に再編統合について協議してもらい、意見がまとまれば小学校及び中学校の設置条例を改正する予定であるとの答弁がありました。

準備委員会はどのように設置するのかとのただしがあり、学校再編の対象となる小・中学校ごとに設置するとの答弁がありました。

準備委員会の構成について ただしがあり、ＰＴＡや学校運営協議会、教育コミュニティ等の代表者や学校関係者、未就学児の保護者などを想定しているとの答弁がありました。

第10条における秘密保持の規定はどのような情報が該当するのかとのただしがあり、一例として、個人情報に関する事を想定しているとの答弁がありました。

再編統合の対象となる各小学校の準備委員会で意見が分かれている場合について ただしがあり、合同委員会を実施した上で最終的に判断するとの答弁がありました。

準備委員会を立ち上げるタイミングについて ただしがあり、各小学校の再編統合年度に応じて順次立ち上げるとの答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、再編統合することを前提にしており、保護者や地域にとっては再編統合の時期が近づくと考えが変わる可能性があるため、慎重に進めていくべきである。子どもたちの教育環境を整える観点では同意できるが、計画の理念の甘さ、これまでの説明に対し不信感があり、保護者や地域の要望に十分寄り添えていない。再編統合については地域の様々な意見を考慮できていないため、本議案に反対するとの討論がありました。

議案第12号、議案第13号及び議案第14号は、いずれもあやの台北部工業団地第一地区土地区画整理事業及び県道の引受けに伴い、市道路線の廃止、変更及び認定を行うものである。

議案第12号について、委員から質疑、意見等はありませんでした。

議案第13号に関し、神野々吉原線新終点付近の側溝の雨水排水について ただしがあり、県からの引継ぎでは特に浸水などの報告はないが、支障があれば県に協力を得ながら対応するとの答弁がありました。

議案第14号に関し、委員から、道路の舗装打ち継ぎ部の隙間について ただしがあり、アスファルト舗装は基層と表層の2回に分けて施工しており、路盤へ浸水する可能性は低いと考えているとの答弁がありました。

交差点に横断歩道がないことについて ただしがあり、歩行者数の状況を勘案し、今後時期を見て公安委員会に設置を要望するとの答弁がありました。

議案第17号は、令和8年3月31日で指定管理の期限を迎える橋本市運動公園について、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間、引き続き公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を指定管理者として指定するものである。

委員から、利用者アンケートでトイレ・更衣室の清掃状況に関する満足度が低いことについて ただしがあり、清掃は適切に行われているが、施設の老朽化に伴いくすみ等が目立ち、汚れているように見える可能性がある。修繕については指定管理者と協議するとの答弁がありました。

議案第18号は、令和8年3月31日で指定管理の期限を迎える橋本市産業文化会館及び橋本市温水プールについて、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間、引き続き公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を指定管理者として指定するものである。

委員から、拡充した駐車場の活用について ただしがあり、指定管理者の意向を確認し、様々なイベントを開催していきたいとの答弁がありました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（田中博晃君） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君） 質疑がありませんので、

質疑を終結いたします。

これより、議案第8号の討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第8号 橋本市立高野口中学校移転改築検討委員会条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君） ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

5番 阪本君。

〔5番（阪本久代君）登壇〕

○5番（阪本久代君） 議案第19号 橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

再編計画の最初の橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例です。先日、恋野小学校、隅田小学校の統合に関する要望書が出されました。2年後に小学校がなくなると言われたら、3年生から隅田小学校に行くよりも1年生から行かしたいという保護者の思いというのは理解できます。しかし、恋野小学校を卒業したいと考える子どもさんがいるかもしれません。小学校は地域との結びつきも強く、子どもたちの成長に大きな影響を及ぼすもので、その存廃については丁寧に議論を重ね慎重に検討すべきものですが、今までの経過を見ると、とても慎重に進めてきたとは言えません。

また、恋野地区区長会から提出された恋野

小学校の存続を求める嘆願書は取り下げられていません。地域住民の理解を得ているとは言えないと思います。

以上をもって、反対討論といたします。

○議長（田中博晃君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

16番 土井君。

〔16番（土井裕美子君）登壇〕

○16番（土井裕美子君）おはようございます。

それでは、議案第19号の橋本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例は、令和10年4月1日より隅田小学校と恋野小学校を再編統合し、恋野小学校を廃校とするものであります。

令和7年現在の恋野小学校の児童数は、全児童数が38名です。全学年ともに児童数は1桁台であり、1、2年生と3、4年生が複式学級となっております。また、来年度の入学予定者も4名ということであります。

先日、来年度の恋野小学校に入学する保護者の総意として要望書が提出されました。その中では、子どもたちの成長や学校生活を考えたとき、多くの同学年の友達と学び過ごせる学校環境が必要であり、学校は勉強だけの場ではなく、同世代の仲間と学び合い、意見を交換し合い、集団の中で成長することが学校教育の根本であり、予定どおりの学校再編を強く望んでおられました。

私も、まさに学校教育で大切なことは知識や技能の習得だけでなく、多様な意見や価値観に触れ、社会性や協調性を育む機会も大変重要であると考えております。

また、再編統合が決まっている中で、来年度の1年生から恋野小学校へ通わせる合理性がなく、入学段階から隅田小学校か恋野小学校かを選べるようにしてほしいという保護者

の思いにも、教育委員会としましては、令和8年、9年度の入学予定者と兄弟姉妹については選択できるようにするということでございますので、教育委員会としては十分に保護者の意見を聞き、子どもたちのことを一番に考えた再編計画であると考えます。

区長会のほうからは嘆願書等が出ておりますが、取り下げていないということに関しましては、区長会の皆さまに関しましては、自分たちの思いをぜひ届けておきたいということでございました。しかしながら、いろいろな保護者とお話をした上で、区長会としてはやはり地域のことも大切であるが、保護者お一人お一人の思いに寄り添っていきたいという形の中で、教育委員会にその保護者の思いを酌んで一任しますというふうなお言葉も頂いておるというふうに聞いております。

確かに、学校は地域にとって本当に大切な拠点であり、なくてはならない存在であると思います。学校がなくなってしまうことの不安の声があることも十分承知をしておりますが、何よりもまず将来を担う子どもたちがよりよい教育環境をつくることで、私たちのそれが責務だというふうに考えておりますので、そのためにも必要な取組みであるということに判断いたしまして、この条例に賛成させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）ほかに討論する方ありませんか。

13番 田中君。

〔13番（田中和仁君）登壇〕

○13番（田中和仁君）私は賛成の立場で討論を行います。

本議案は、橋本市の未来を担う全ての子どもたちが、質の高い生き生きとした教育を受け続けられる環境を整えるための一歩だと確信しております。現在、本市では、少子化が

進行しており、学校規模が小さくなり過ぎると、多様な友達と出会えない、集団での学びが深まらないなど、教育の機会に不平等が生じてしまいます。

私がこの計画を支持するのは、教育の質を最大限に高めたいことを理由にしているからです。できるだけ2クラス以上の適正規模を確保することで、子どもたちは幅広い考え方につれ、社会性や協調性を大きく育むことができます。また、先生方も専門性を生かしやすくなり、授業の質がさらに向上します。この計画は、子どもたちの質の高い学びの場を提供するための議案です。

一方で、地域や保護者の事情もあります。学校が地域の心のよりどころで愛着を持たれていることは重々承知しております、統合への地域や保護者の皆さまの不安、さみしさは議員として深く理解しております。これに対し、執行部は説明会を通じて地域の声に真摯に耳を傾け、可能な限り要望を計画に反映させてきました。私は全ての子どもの豊かな学びの環境を整えるためを第一とし、本議案に賛成します。

結びに、市長及び執行部に対し、この計画を着実に進めるとともに、今後も住民に寄り添ったきめ細やかなフォローアップを続けるよう強く要望し、私の賛成討論といたします。

○議長（田中博晃君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号 橋本市立小学校及び中学校の設置条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田中博晃君）起立多数であります。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

5番 阪本君。

〔5番（阪本久代君）登壇〕

○5番（阪本久代君）議案第20号 橋本市立学校再編準備委員会条例について、反対の立場で討論を行います。

この条例は、橋本市立小中学校の再編統合が前提となった、そのための準備委員会設置の条例です。再編統合については十分な理解が得られていないと考えますので、反対いたします。

○議長（田中博晃君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

16番 土井君。

〔16番（土井裕美子君）登壇〕

○16番（土井裕美子君）議案第20号 橋本市立学校再編準備委員会条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この条例は、今回の学校再編を円滑に進めていくために、対象となる学校ごとに準備委員会を設置するというものであります。構成メンバーは保護者や教育委員会、地域住民、学校関係者などで構成され、学校再編に関わる様々な問題に対して幅広く多様な意見を取り入れようとするものであり、再編によるよりよい学校づくりをしていくためには必要な条例であります。

よって、先ほど可決されました恋野小学校と隅田小学校に係る学校再編統合計画にはなくてはならない条例であるため、本条例に賛成とさせていただきます。

○議長（田中博晃君）ほかに討論する方ありませんか。

9番 堀内君。

[9番（堀内和久君）登壇]

○9番（堀内和久君）私は反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの一つ前の条例の話ですが、子どもの高い質の学びであったり、今回の円滑な推進という言葉、これは当たり前の話で、同じ意見でございます。

片や、条例というのは、何かをなし得るために円滑にいくというのは当然のことなんですが、そもそも論、先ほどの恋野小学校の件は、さきに設置管理条例が可決されてから、それに伴って円滑に進めるためにこの条例が必要や。言うとる意味はよく分かります。

しかしながら、設置管理条例は、恋野だけが今採決を採られただけで、ほか全体を見回してみると、この条例を通してしまって、統廃合決定ありきで進んでしまうような恐ろしい気がしてなりません。やはりアンケート調査の結果であったり、市民の対話、地域の対話、PTA、保護者との対話、これを進めていく上で、アンケートの結果が示しているとおり、これからまだまだ説明という時間と対話という時間、絶対にかかると思います。その上で今回の順序を追っていくのであれば、各小学校の設置管理条例を通した上で各小学校の準備委員会条例を引く、これが当たり前の定義であるというふうに強く思います。

したがいまして、今回のこの条例に関しては矛盾を感じるので、時期早々ではないかと。やはり民意を、民主主義をもってきちんと進めていっていただきたいことをお願い申し上げて、反対の討論とさせていただきます。

○議長（田中博晃君）ほかに討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中博晃君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号 橋本市立学校再編準備委員会条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（田中博晃君）起立多数であります。

よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第12号 市道路線の廃止について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 市道路線の変更について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君) ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第12 請願第7号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める請願について

○議長(田中博晃君) 日程第12 請願第7号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長 13番 田中君。

13番 田中君。

[13番(田中和仁君) 登壇]

○13番(田中和仁君) 委員長報告をさせていただきます。

去る12月4日の本会議において本委員会に付託された請願第7号 「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める請願について を審査するため、12月5日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

請願第7号の趣旨は、現在、日本の刑法には外国の国旗や国章を損壊した場合の処罰規定はあるが、自国の国旗に対する同様の罪は存在しない。しかし、近年では、日本の国旗を侮辱目的で損壊する事例も見られるため、国旗の尊厳と外交上の信頼維持の観点から、日本国旗を損壊した場合にも刑事罰を設ける必要があるため、日本国国章損壊罪の早期制定を求める意見書を国に提出することを要望するものである。

委員から質疑、意見等はありませんでした。

以上で委員長報告を終わります。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長(田中博晃君) ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田中博晃君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

6番 高本君。

〔6番(高本勝次君)登壇〕

○6番(高本勝次君)皆さん、改めて、おはようございます。

今回の「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める意見書に、反対の立場で討論を行ってみます。

少し私の意見を聞いていただきたいと思いますので、ぜひお願ひします。

かなり前の話になりますが、元衆議院議員、元自民党幹事長の野中広務さんが「歴史に学ぶ。国旗、国歌の強制は必要か」という講演を広島で行ったことがありました。講演の中で野中さんはこんな話をされました。ちょっと聞いていただきたいんですが、当時の話ですが、入学式や卒業式に関わっての話をされました。「国旗、国歌の取扱いは教育委員会の所管に属する事項です。それにもかかわらず、大阪府の知事及び市長は強引に国旗を掲揚させ、国歌を斉唱させ、そしてそれに応じなければ処罰しました。しかし、そもそも政治は教育に口を出すべきではありません。政治が教育を支配した戦時中の反省に基づき、教育の独立を保つために教育委員会があるのです。知事や市長が教育委員会に介入する資格はありません。国旗、国歌は強制してはならない」という講演をされたのである。野中広務さんは、国旗・国歌法案を出した立場の方がありました。

提出されている意見書には次のように書かれています。「国旗について、我が國のみならず、他国のものを尊重するようになることが

期待されてのことであるが」という文言があります。そう書かれていますが、そうではなくて、外国の国旗そのものの尊厳を守ることが目的ではありません。あくまで国際協調と外交の円滑さを守るための規定であります。それを日本国国章損壊の罪と結びつけること自体がおかしな話であります。

私が思うには、先ほどの野中広務さんのことですが、戦争体験者の政治家だからこそ言ったのではないかと思っています。戦前、国旗、国歌の強制や不敬罪が、政府に批判的な人々に対する思想弾圧の道具として利用されてきた苦い歴史的経緯を危惧して話されたのだと私は思っています。私は戦後5年後に生まれた戦争体験のない身ですが、戦争体験者の政治家の言葉として私はこの言葉を受け取っています。こういった私の意見を聞いていただいて、今回、皆さんに考えていただきたいと思います。

今回の意見書に反対の立場でこういうお話をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長(田中博晃君)次に、採択することに賛成の立場で討論する方ありませんか。

7番 岡君。

〔7番(岡 弘悟君)登壇〕

○7番(岡 弘悟君)私は賛成の立場で討論いたしたいと思います。

先ほどの6番議員の反対討論は、国旗 자체をどう考えているかという議論にすり替わっていると思うんですけども、私自身は、後ろにも掲げてありますけども、日本の国旗だと思います。というか、日本の国旗です。オリンピックで皆さん、国旗が掲揚されたら、あれは日本の旗じゃないって思いますか。思いますよね、日本の国旗ですよね。皆さん、そう思っていますよね。思ってられない方もおられるのは自由なんですけど、僕は思ってい

ます。

ただ、高市総理がこれの説明をしたときに、外国国旗に関しては処罰があるのに、日本国旗に対しては処罰がないのはおかしいというところから始まっているんですけど、でも、そもそもは、悪意を持って自国の国旗を傷つけられると、やはりそれは我々日本人の心を踏みにじられているんかなと。それは日本人がしても、諸外国の方がしても、やはり国旗というものそのものに対する敬意、それは日の丸の日本の国旗だけではなくて、世界のそれぞれの国を尊重するという意味合いにおいて国旗は大切なのだということをやはり全世界の皆さん認め合うことが大事やと思うんです。それを悪意を持って傷つけることが罪にならないというのはやはりおかしいと思います。それは日本の国旗だけではなくて、世界の国旗に対して、これは共通に僕は適用すべきことだと思いますので、賛成いたしたいと思います。

国旗問題についてはいろんな様々な議論もありましたけども、それはおののの判断に任せますけども、ただ、世界おののの国旗を大切にして、世界の他国の国旗も大事にしていく、この精神を考えれば、日本の国旗に対してもそれを適用するのは当たり前だと思います。

以上です。

○議長（田中博晃君）ほかに討論する方ありませんか。

10番 垣内君。

〔10番（垣内憲一君）登壇〕

○10番（垣内憲一君）ただ今議題となっております請願第7号「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める請願について、反対の立場から、委員長報告に賛成の立場から討論いたします。

国旗や国歌の経緯は私も大切だと考えてお

りますが、国旗損壊の行為については現行の器物破損罪等で対応可能であり、新たな刑罰を地方から先に求める必要性があるのかなと疑問があります。

また、自民党、日本維新の会が2026年の通常国会で、日本国章損壊罪の法案を提出する方針を明らかにしており、国政の場で十分議論される見込みがありますので、ここであえてこの段階で、地方議員から意見を出す必要性は低いと考えます。

さらに、この現状の自由やほかの基本権等関係については、国全体で慎重に議論すべき重要な論点であり、限られた情報だけで結論を出すことは適当ではないと考えております。○議長（田中博晃君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第7号「日本国国章損壊の罪」の早期制定を求める請願についてを採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（田中博晃君）起立少数であります。

よって、請願第7号は不採択と決しました。

---

日程第13 請願第8号 保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な統廃合ではなく慎重な検討を求める請願について と、  
日程第14 請願第9号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める請願についての2件

○議長（田中博晃君）日程第13 請願第8号 保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な統廃合ではなく、慎重な検討を求める請願

について と、日程第14 請願第9号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める請願について の2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生建設委員会委員長 2番 板橋君。

2番 板橋君。

[2番(板橋真弓君)登壇]

○2番(板橋真弓君) それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る12月4日の本会議において本委員会に付託された請願第8号 保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な統廃合ではなく、慎重な検討を求める請願について、請願第9号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める請願について を審査するため、12月8日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

請願第8号の趣旨は、橋本市新しい学校づくり推進計画の策定について、住民の十分な合意がないまま進められている懸念がある。ワークショップは参加者が限られており、パブリックコメントについても周知不足や募集期間の短さから、市民が意見を十分表せるものではなかった。現時点では、統廃合の必要性や影響に関して市民の不安や疑問は解消されておらず、統廃合が子どもたちのためになるかどうかは意見が分かれている。

また、小学校は地域との結びつきが深く、統廃合は子どもの成長や地域に大きな影響を与えるため、保護者や住民等の意見を尊重し、統廃合を拙速に進めるのではなく、慎重に検討することを求めるものである。

委員から質疑、意見等はありませんでした。

請願第9号の趣旨は、現在、国民健康保険料は高齢者や自営業者のみならず、非正規雇用者や若い世代など低所得層にとって大きな負担となっている。特に国民健康保険には子

どもに係る負担が生じる均等割があり、子育て支援の観点からさらなる負担軽減措置が必要である。これらの状況から、国民健康保険財政への国庫負担増額を国に求める意見書を提出するよう求めるものである。

委員から質疑、意見等はありませんでした。

以上、委員長報告を終わります。よろしくお願いします。

○議長(田中博晃君) ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより、請願第8号の討論に入ります。  
討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第8号 保護者・住民等の多数の意見を尊重し、拙速な統廃合ではなく、慎重な検討を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は採択あります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君) ご異議がありませんので、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願第9号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第9号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める請願についてを採決いたします。

委員長報告は採択であります。  
本件は、委員長報告のとおり決することに  
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本件は委員長報告のとおり採択されました。

---

日程第15 議案第28号 橋本市職員の給与  
に関する条例等の一部を改正する条例につ  
いて から、日程第23 議案第27号 令和  
7年度橋本市下水道事業会計補正予算（第  
2号）について までの9件

○議長（田中博晃君）日程第15 議案第28号  
橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改  
正する条例について から、日程第23 議案  
第27号 令和7年度橋本市下水道事業会計補  
正予算（第2号）について までの9件を一  
括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長（平木哲朗君）登壇]

○市長（平木哲朗君）おはようございます。  
それでは、追加提案させていただきました  
議案についてご説明申し上げます。

今回追加議案といたしまして、令和7年度  
橋本市一般会計・特別会計・企業会計の各補  
正予算案件が7件、条例案件が2件の合計9  
件を提案させていただきました。

議案第21号から議案第27号までは、一般会  
計・特別会計・企業会計の各補正予算であり、  
令和7年の人事院勧告による民間給与との格  
差の是正措置として、特別職及び議員の期末  
手当、正規職員及び会計年度任用職員の給与  
報酬、期末・勤勉手当等について、総額1  
億8,705万1,000円を増額補正するものでござ  
ります。

議案第28号は、橋本市職員の給与に関する

条例等の一部を改正する条例についてでござ  
ります。

これは、令和7年度人事院勧告により、官  
民格差の是正措置として、月例給、期末・勤  
勉手当、通勤手当の改定が勧告されたことに  
伴い、本市においても人事院勧告の趣旨を踏  
まえ、県内の他の自治体の動向も勘案した上  
で、同様の改正を行うものでございます。

特別職及び議員の期末手当につきましても、  
同様でございます。

また、令和6年人事院勧告により段階的な  
見直しが求められている扶養手当についても、  
人事院勧告に準じ、改正を行うものでござい  
ます。

議案第29号は、橋本市病院事業管理者の給  
料その他の給与条例等の一部を改正する条例  
についてでございます。

これは、令和7年の人事院勧告による期  
末・勤勉手当の支給月数の引上げについて、  
市民病院の経営状況を勘案し、病院事業管理  
者に適用しないものとするものでございます。

以上、議案9件についてご説明申し上げま  
した。議員各位には、よろしくご審議の上ご  
賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中博晃君）市長の説明が終わりま  
した。

これより、議案第28号について質疑を行  
います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、  
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第28号に  
ついては、会議規則第37条第3項の規定によ  
り、委員会の付託を省略いたしたいと思いま  
す。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号 橋本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）人事院勧告による期末・勤勉手当の支給月数の引上げを病院事業管理者には適用しないということです。今回、病院事業会計の補正予算が出ておりません。管理者だけじゃなくて病院職員についても、昨年同様、実施しないということなんでしょうか。職員についてお答えください。

○議長（田中博晃君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）市民病院では、少しでも収益を確保して、少しでもコスト削減を図れるようにということで、職員一丸になって現在、経営改善に日々取り組んでおるところでございますが、依然厳しい経営状況が続いております。しかしながら、県内の公立病院との賃金格差が大きくなることは、職員のモチベーションの低下から離職の拡大につながる可能性もございます。そういうことから、早期に人事院勧告の実施について

実現できるよう、財政支援につきまして市と協議のほうを進めさせていただいているところでございます。物価高騰下において、少しでも職員の方々の生活の下支えとなればということで考えさせていただいておりますので、ご理解のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田中博晃君）病院事務局長、するかしないかの質問ですので、そちらは。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（古川健一君）今年度の人事院勧告については、実施する方向で考えております。

○議長（田中博晃君）よろしいですか。

○5番（阪本久代君）はい。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第29号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第29号 橋本市病院事業管理者の給料その他の給与条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号から議案第27号までの7件について質疑を行います。

一括して行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第21号から議案第27号までの7件については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、議案第21号から議案第27号までの7件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

議案第21号から議案第27号までの7件について、一括して行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 令和7年度橋本市一般会計補正予算(第8号)について から、議案第27号 令和7年度橋本市下水道事業会計補正予算（第2号）について までの7件を一括して採決いたします。

議案第21号から議案第27号までの7件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、議案第21号から議案第27号までの7件は

原案のとおり可決されました。

---

日程第24 委員会提出議案第1号 保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な再編統合ではなく慎重な検討を求める決議について と、日程第25 委員会提出議案第2号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について の2件

○議長（田中博晃君）日程第24 委員会提出議案第1号 保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な再編統合ではなく慎重な検討を求める決議について と、日程第25 委員会提出議案第2号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

文教厚生建設委員会委員長 2番 板橋君。  
2番 板橋君。

〔2番（板橋真弓君）登壇〕

○2番（板橋真弓君）それでは、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

まずははじめに、委員会提出議案第1号 保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な再編統合ではなく慎重な検討を求める決議。

市は、本年12月に橋本市新しい学校づくり推進計画を策定した。しかし、当該計画策定前に住民への説明会を実施するとしていたが、8月下旬に実施したワークショップでは、再編統合にフォーカスしたものではなく、参加も限定されている状況で、住民合意のための説明会とは程遠いものであった。さらに、パブリックコメントも市民への周知方法や募集期間が計画の重大性に照らして不十分であり、市民の意思を酌み尽くせるものとはなっていない。

現時点においても、なぜ今小学校の再編統合なのか、1学年2学級でなければならないのか、地域から小学校がなくなつていいのか、

子どもの負担が増えるのではないか、再編統合によって不登校が増えるのではないか、教師一人当たりの子どもの数が増え、目が行き届きにくくなるのではないかなどの不安や疑問は解消されたとは言い難い状況であり、再編統合が本当に子どもたちのためになるのかについて意見の隔たりがあるのではないかと考える。

小学校は、家庭や地域との結びつきも強く、子どもたちの成長や発達に大きな影響を及ぼすものであり、その存廃については慎重に検討すべきであり、現在の状況で再編統合を進めることは市民の中に分断を生じさせ、自治と協働をめざす市の行政にも負の影響をもたらすことを懸念せざるを得ない。

については、子どもたちの成長にとって多大な影響のある小学校の再編統合については、住民合意がないまま行わないよう、以下の事項を強く求める。

1、小学校の再編統合について、保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な再編統合を行わないこと。

以上、決議する。

続きまして、委員会提出議案第2号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書。

今、重くのしかかる国民健康保険料（税）は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大の下、所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっている。国民健康保険財政に関して、国は低所得の方々の保険料（税）軽減措置として、全国知事会等との協議の結果、毎年、約3,400億円の財政支援を行っている。国民健康保険制度改革スタート後も、全国知事会、全国市長会それぞれから3,400億円の確実な実施と併せ、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されている。

国民健康保険がスタートした翌年、1962年当時の首相の諮問機関、社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料（税）に事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要があり、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告している。

国民健康保険には、他の保険にない均等割があり、特に子どもに係る均等割は子育て支援への逆行にはかならず、全国知事会からも要望が提出され、2022年から未就学の子どもの均等割の減免の実施が始まっているが、さらなる支援が必要である。

よって、橋本市議会は国に対し、国民健康保険財政への国庫負担の増額を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願ひします。

○議長（田中博晃君）説明が終わりました。

これより、委員会提出議案第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 岡君。

○7番(岡 弘悟君)委員長にお尋ねします。

先ほどの条例でもそうでしたけども、16番議員に、再編について賛成、反対の是非は議員それぞれ考えたらいいのでいいんですけど、この文章を読んでいたら、どっちなんですか。ゆっくり進めたらいいという話ですか。話を聞けばいいんですか。納得してもらえばいいということですか。それとも、地域の人が反対したら計画は止めるという話ですか。これを読んでいたらゆっくり進めることって、進めることになっているんですけど、その辺をはっきりしとかないと、この文章は曖昧過ぎて理解できないんですけど。

委員会として、委員長としてこれを提出するということは、地域の住民の意見を聞いて納得していただけるんであれば進めていくと。納得していただけないんであれば、それは統廃合はなしょ、なしにするという意見なのか。これを読んだら、保護者・住民の多数の意思を尊重し、ここは分かりますよ。急いで再編統合を行わないことということは、最終的には行うということですか。この文章、曖昧過ぎて分からないです。それをどちらか明確に出してもらわないと、これ、どういう意味に取れるか。かくかくおのおの個人の判断になってしまいますよ。その辺、明確にお答えください。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）小学校の再編統合については、先ほどからもありましたように、保護者や住民等の意見が最重要であると考えて、拙速な再編統合を行わないということは、準備委員会で地域住民の皆さまのご意見等をしっかりと話し合いをした上で、再編統合に関しても、そこも含めて慎重に検討を進めていただくということです。なので、場合によっては拙速なというか、再編統合は行わないこともあります。

○議長（田中博晃君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）それはそれでいい。僕、別に、再編に反対とか賛成とかの議論をここでする気はないんですよ。つもりはないんですよ。ただ、この文章、そない言うんやったら、それも入れといてほしかったな。どっちにも取れるんでね。だから、曖昧過ぎて、これは進めるという意味で取る人も取りますよ。だから、ちゃんと住民の意思を反映し、立ち止まるときは立ち止まり、住民の意思が統廃合に向けて進んでいくのあれば、それに関してはしっかりと慎重意見を聞きながら進めて

まいりますという文章やたら分かるんですけど、ゆっくりと進めてまいりますというたら、じゃあ、ゆっくり進めていくのっていう話になってしまいますうんですけれども。いいんですけど、多分答えは出ないので。ただ、私はそう感じましたので質問いたしました。

以上です。

○議長（田中博晃君）ほかにありませんか。

15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）委員長にお尋ねをしたいと思います。

再編準備委員会条例が可決をされているわけでしょう。そんな中で、この決議を出す意義というか意味というのがどこにあるんかというのをお答え願いたいんですけど。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）再編統合に向けて進めてはいく上で、進めるというか、小学校再編の、保護者・住民等の意見が、納得が一番重要であると思いますので、その意味でしっかりと地域と、それから小学校の保護者等、住民等の意見を反映させるということをしっかりと行ってほしいという意味の決議です。

○議長（田中博晃君）15番 辻本君。

○15番（辻本 勉君）それであれば、再編準備委員会ができているんであれば、そこで十分な議論をせよというような決議のほうが僕はええんかなと思うんですけど、こういう曖昧な、先ほどから議員が言われたような感じでいくと少し曖昧なところがあるんで、議会としては再編準備委員会の条例を可決しとのやから、そこで十分な議論をせよと、それが僕は一番いいんと違うかなと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（田中博晃君）2番 板橋君。

○2番（板橋真弓君）そのとおりだとは思いますが、そこでの議論も踏まえ再編統合を、その内容によっては、どっちとも取れるとい

うような内容にはなっている。

[「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君)議論を整理するために、暫時休憩いたします。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時47分 再開)

○議長(田中博晃君)再開いたします。

決議書の内容を一旦議論するために、この際、11時まで休憩いたします。

(午前10時47分 休憩)

(午前11時7分 再開)

○議長(田中博晃君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

2番 板橋君。

○2番(板橋真弓君)先ほどの15番議員のご質問にお答えする形で、今から意見を述べさせていただきます。

この文章に関しては、小学校の再編統合に関して、保護者・住民等の多数の意見を尊重するということで、今後、恋野以外の再編についても、その都度、準備委員会を立ち上げることになります。その立ち上げる際にこの決議文を理解していただく必要があると考え、決議を上げさせていただきました。

○議長(田中博晃君)ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君)討論がありませんので、

討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 保護者・住民等の多数の意思を尊重し、拙速な再編統合ではなく慎重な検討を求める決議について 採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第2号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第2号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(田中博晃君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、決議書案1件及び意見書案1件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中博晃君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（古川健一君）議案第29号の中で、5番議員からの質問に対する答弁について補足説明をさせていただきます。

今年度の人事院勧告を実施する方向で考えていると答弁しましたが、正しくは、令和6年度人事院勧告のみを令和8年4月より実施するということでございます。

なお、令和7年度人事院勧告の実施につきましては、診療報酬改定や病院の経営状態を踏まえ、検討させていただきます。

以上です。

○議長（田中博晃君）ご了承願います。

---

○議長（田中博晃君）以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

---

○議長（田中博晃君）閉会にあたり、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）12月市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆さま方におかれましては、11月25日の開会以来18日間にわたり、本会議並びに各委員会において、ご提案させていただきました議案等に対しご審議を賜り、御礼を申し上げます。審議の過程で頂きましたご意見、ご指摘等につきましては、市民の皆さまの信頼に応えることができますよう、調査研究を進めてまいります。

先日、青森県東方沖を震源とする地震がありました。年の瀬の寒さも厳しさを増す中、被害を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。併せて、早期に復旧が進み、平穏な日常が戻ってこられることを心よりお祈りいたします。

さて、今年は晴天の中、「みんなあつまれ！橋っ子祭り2025」が盛大に開催されました。ダンシング玉入れや綱引き、お餅、お菓子まき、そして橋本音頭踊りなど、子どもから大人まで笑顔にあふれるすばらしい催しとなりました。子どもたちが真剣に前向きに取り組む姿に、未来への大きな可能性を感じたところです。

また、橋本市制20周年記念橋っ子音楽会におきましては、市内各小・中学校の児童生徒が練習の成果を存分に發揮し、歌声や演奏を通じて大きな感動を届けてくれました。辻本好美さんやワインズ平阪さんとの共演もあり、音楽を通じた交流が子どもたちの心を豊かにするものとなりました。様々な経験の積み重ねが将来の夢を育む糧となり、橋本市の子どもたちがたくましく育ち、夢が花開きますことを期待しています。

また、現在、本市では、国が創設した物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、実情を踏まえながら、効果的な活用と迅速な支援につながるよう検討を進めているところです。今後、議会におきましてもご審議を頂くこととなります。議員の皆さんにおかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

この時期は、寒さも厳しさを増すとともに、空気が乾燥し、特に火災が発生しやすくなります。消防本部では、今年も消防団のご協力を得て、20日から年末火災特別警戒を実施し、市内各所を巡回いたします。昼夜を問わず、市民の命と財産を守るために活動いただいて

いる消防団員の皆さんに、心より感謝を申し上げます。

また、来年1月11日には、新春恒例の消防出初め式を開催いたします。今年は、河川工事のため放水訓練はございませんが、パレードやキッズコーナー、新企画のキッズ部隊行進などを予定しておりますので、ぜひご参加、ご観覧ください。

今年も残すところ僅かとなりました。議員

の皆さま方におかれましては、公私ともご多忙の折ではございますが、健康に十分留意いただき、輝かしい令和8年の新春をお迎えくださいますよう心より祈念申し上げ、12月市議会定例会の閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（田中博晃君）これにて、令和7年12月橋本市議会定例会を閉会いたします。

（午前11時15分 閉会）

---

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議長 田中博晃

1番議員 森下伸吾

10番議員 垣内憲一